

【別紙】私部城跡防災公園整備に伴う発掘調査業務委託 特記仕様書

第1条（適用範囲）

本特記仕様書は、交野市（以下「発注者」という。）が発注する「（仮称）私部城跡防災公園整備に伴う発掘調査業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。本仕様に明記なき事項については、交野市財務規則その他関係法令及び発注者の指示に従うものとする。

第2条（業務の目的）

本業務は、以下の2つの目的をもって実施する発掘調査（野外細間・作業補助・安全仮）である。

1.【記録保存調査】

私部城跡の塩想定ラインにおける、遺構の残存状況及び地層・堆積物確認のための確認調査。

第3条（業務の場所及び対象面積）

- 1.場所：交野市私部6丁目（私部城跡地内）
- 2.面積：総調査面積 120 m²（3調査区×40m²）

第4条（業務の範囲と役割分担）【安全管理体制は事業者で！】

本業務は、発注者（交野市職員等）が「調査員」として主体的に発掘調査を行うものであり、受注者はその掘削作業及び現場環境の構築を請け負うものである。

- 1.発注者の役割：遺構の検出判断、土層の確認・解釈、主要な写真撮影、実測図面の作成、及び全体の調査方針の決定。
- 2.受注者の役割：重機及び人力による表土掘削・遺構面の掘り下げ・排土、土留め等の安全仮設工の設置・撤去、発注者が行う記録作業の補助、残土の仮置き及び埋め戻し。

第5条（現場代理人の配置と指揮命令系統）

- 1.受注者は、発掘現場の作業に習熟した「現場代理人」を常に現場に配置しなければならない。
- 2.発注者からの掘削範囲、深さ、作業手順等の指示は、すべて現場代理人を通じて行うものとし、発注者が受注者の作業員に対して直接の指揮命令を行ってはならない。

第6条（掘削作業の基準）

- 1.表土（現代～近世の攪乱層）の掘削は、発注者の指示に基づき重機（バックホウ等）を用いて慎重に行うこと。
- 2.遺構確認面（中世層）に達した後の掘り下げは、原則として発掘用具（両刃鎌、移植ゴテ等）を用いた人力作業とし、遺構・遺物を破壊しないよう細心の注意を払うこと。
- 3.発生した土砂は、発注者が指定する公園用地内の仮置きヤードに集積し、調査完了後に埋戻し・敷き均しを行うこと。